

令和6年12月11日

第4回定例会議案

(別冊2)

厚真町議会

認定第 1 号

令和 5 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和 5 年度厚真町一般会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第2号

令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第3号

令和5年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和5年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第4号

令和5年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和5年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第5号

令和5年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長から、令和5年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

認定第6号

令和5年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

決算審査特別委員長から、令和5年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和6年11月7日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

決算審査特別委員長 橋本 豊

決算審査特別委員会審査報告書

令和6年第3回定例会において付託を受けた、令和5年度厚真町各会計歳入歳出決算の認定について、去る11月5日から7日までの3日間にわたって、本特別委員会を開催し慎重に審査した結果、次のとおり決定したので厚真町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 付託年月日

令和6年9月18日

2 付託事件

認定第1号 令和5年度厚真町一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 令和5年度厚真町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定

認定第3号 令和5年度厚真町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 令和5年度厚真町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 令和5年度厚真町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 令和5年度厚真町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

3 審査の経過及び結果

去る11月5日に本特別委員会を招集し、冒頭に審査の要領及び日程について協議の後、令和5年度の厚真町各会計歳入歳出決算について審査を行った。

審査に当たっては、最初に総務課財政担当参事から各会計の歳入歳出決算の概要及び一般会計の総括について説明を受け、引き続き所管部局から決算書及び主要施策成果等説明資料並びに財産に関する調書及び厚真町土地開発基金運用状況調書に基づきそれぞれ説明を求め、予算が議決の趣旨に沿って適法・適正かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されているか、などに主眼を置き、その都度質疑を行った。

11月7日にすべての所管部局の審査を終え、その後、討論、採決を行ったが、採決の結果、本特別委員会は、令和5年度の厚真町各会計歳入歳出決算について、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定し閉会した。

4 付帯意見

- (1) 各会計における収入未済額は、公平公正な負担と財源確保の観点から、各課の連携を図り、徴収体制の更なる強化に努められたい。
- (2) 事業成果に対する分析を十分に行い、今後適切な事業展開に努められたい。
- (3) 財政の健全運営として、実質公債費率だけでは測れないが、比率が上昇してきているため、新たな公債費を抑制しながら関係団体及び町民のニーズを捉え内容を十分に精査し、より一層の効果的かつ効率的な行財政運営に努められたい。

報告第3号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡部孝樹

令和6年11月27日

厚真町議会議長 渡部孝樹様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和6年第3回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る11月14日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(現地調査)

- ① 放課後児童クラブ（厚真・上厚真）

(事務調査)

- ① 放課後児童クラブの現状について
- ② 大雨等の災害時の小中学校の対応等について
- ③ 厚真町通学路安全推進会議の協議内容について

2 主な説明内容

厚真町 厚真放課後子どもセンター整備事業概要（厚真放課後児童クラブ）

（１）事業概要

事業名称 厚真放課後児童クラブ整備事業
 工事場所 勇払郡厚真町新町 92 番地の 1
 発注者 厚真町長 宮坂 尚市朗
 設計者 株式会社 建築工房
 工期 放課後子どもセンター
 着工 平成 30 年 7 月 12 日 ～ 完成 平成 31 年 3 月 15 日
 工事種別 新築工事
 建物用途 児童福祉施設等（児童会館）
 規模・構造 木造、地上 1 階建、基礎：杭基礎
 敷地面積： 2,296.53 m²
 駐車場 18 台分（障害者用含む）
 延床面積： 放課後子どもセンター 459.59 m²
 合計 459.59 m²
 主要仕上 屋根：ガルバリウム鋼板 厚さ 0.4mm
 外壁：カラーガルバリウム鋼板 厚さ 0.4mm

（２）厚真放課後子どもセンター工事費

整備項目	工種	工事費（税込・円）
建設工事	建築工事（電気設備工事込み、機械設備工事込み）	166,536,000
	合 計	166,536,000
造成工事	造成	26,006,400
諸経費	各種手数料、工事監理委託、下水道負担金等	4,192,000
工事費総計		196,734,400

（３）補助財源

補助項目	金額（円）
子ども・子育て支援整備交付金（国庫補助金）	113,313,000
社会福祉施設整備費補助金（道補助金）	28,326,000
過疎債	54,000,000
合計	195,639,000

厚真町 厚南児童会館整備事業概要（上厚真放課後児童クラブ）

（１）事業概要

事業名称 厚南地区認定こども園・児童会館整備事業

工事場所 勇払郡厚真町字上厚真 258 番地の 5・7 の内

発注者 厚真町長 宮坂 尚市朗

設計者 株式会社 サン設計事務所

工期 認定こども園

着工 平成 27 年 6 月 12 日 ～ 完成 平成 28 年 3 月 22 日

児童会館

着工 平成 27 年 8 月 28 日 ～ 完成 平成 28 年 3 月 28 日

工事種別 新築工事

建物用途 児童福祉施設等（認定こども園・児童会館・渡り廊下）

規模・構造 木造（大断面構造・サミットHR工法）、地上 1 階建、基礎：地盤置換工法

敷地面積 : 6,428.42 m²

建築面積 : 認定こども園 1,408.32 m²

児童会館 707.90 m²

渡り廊下 14.63 m² 合計 2,130.85 m²

延床面積 : 認定こども園 1,175.62 m²

児童会館 653.94 m²

渡り廊下 14.63 m² 合計 1,844.19 m²

最高高さ : 認定こども園 6.85m

児童会館 6.85m

渡り廊下 4.30m

主要仕上 屋根 : ポリ塩化ビニル被覆金属板・ZAM 鋼板 厚さ 0.4mm

軒天 : 軒天ボード 厚さ 12.5mm（有孔板）張り

外壁 : カラーガルバリウム鋼板 厚さ 0.4mm + 硬質木片セメント板 厚さ 18mm

基礎 : ラスモルタル刷毛引き 厚さ 15mm

(2) 厚南児童会館工事費

整備項目	工種	工事費 (税抜・円)	工事費 (税込・円) 消費税率 8%
建設工事	建築工事	193,040,000	
	電気設備工事	16,730,000	
	機械設備工事	24,770,000	
	こども園・児童会館共用工事 (太陽光・受電設備)	10,390,000	
	こども園・児童会館共用工事 (浄化槽)	2,380,000	
	合 計	247,310,000	267,094,800
造成工事	造成・外構工事	10,790,000	11,653,200
工事費総計		258,100,000	278,748,000

(3) 補助財源

補助項目	金額 (円)
北海道森林整備加速化・林業再生事業	106,650,000
合計	106,650,000

1 基本情報

(1) 放課後児童クラブ実施目的（「厚真町放課後児童クラブ運営規定」より抜粋）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、利用児童に対し放課後や学校休業日に適切な遊び、体験、学習及び体力づくり等の場を与え、放課後児童支援員や仲間と共に豊かな生活を創ることを通じて、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、その健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

(2) 受け入れ対象

厚真町内の小学 1 年生から 6 年生までの児童

(3) 開設場所及び連絡先

校区	開設場所	所在地
中央小学校区	厚真放課後子どもセンター	厚真町新町 92 番地の 1
上厚真小学校区	厚南児童会館	厚真町上厚真 258 番地 7

(4) 各児童クラブ名称及び定員

名 称	クラブ（異学年縦割り）	定員
厚真放課後児童クラブ	おひさまクラブ	50 名
	あおぞらクラブ	50 名
	ほしぞらクラブ	50 名
上厚真放課後児童クラブ	にじいろクラブ	50 名
	なないろクラブ	50 名

2 開所日及び開所時間

(1) 開所日 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始休業日を除く）

(2) 開所時間 学校開業日（下校時間～18 時 30 分）

学校休業日（8 時 30 分～18 時 30 分）

※学校休業日においては保護者の申請に応じて、7 時 30 分から開所

3 放課後児童クラブ支援員の働き方や配置状況等について

(1) 学校開業日 1 日：5 時間 30 分勤務

(2) 学校休業日 1 日：5 時間 30 分～7 時間 45 分勤務

(3) 配置状況

厚真放課後児童クラブ：月額パートタイム 5 人（内資格保有者 3 人）

上厚真放課後児童クラブ：月額パートタイム 4 人（内資格保有者 2 人）

※代替支援員登録 2 人

※現在、3 人が新たに放課後児童支援員資格講習を受講中

4 運営費の仕組み

(1) 実費負担金の徴収

月額600円を実費負担金として徴収（令和5年度決算 1,239千円）

(2) 子ども・子育て支援交付金の活用

令和5年度実績 19,779千円（両事業総事業費 29,978千円）
（開所日数、障害児受け入れ、キャリアアップ、処遇改善等）

5 利用児童状況及び活動内容等

(1) 登録児童数（令和6年度10月1日現在）

	全児童数	登録児童数	登録率
厚真放課後児童クラブ	138人	102人	73.9%
上厚真放課後児童クラブ	82人	75人	91.4%

(2) 平日平均利用児童（令和5年度実績）

	平日平均利用児童
厚真放課後児童クラブ	40人
上厚真放課後児童クラブ	30人

(3) 放課後児童クラブで目指すもの（運営方針より抜粋）

- ①子どもたちが落ち着いて過ごせる「学校でも家でもないもう一つの場」
- ②自ら考え、選択し、行動する「主体性を育む場」
- ③学校や家庭では体験できない「ここでしかできない体験をする場」
- ④人として大切なあいさつ、返事、整理整頓など「生活習慣を身に付ける場」

(4) 支援員として心掛けること（運営方針より抜粋）

- ①保護者に代わり、家庭的な雰囲気を大切にし、やすらぎの場となるよう努める。
- ②集団の一員であることを常に意識させ、みんなが心地よく、楽しく生活できるように努める。
- ③子ども自身が協力し合い、励まし合える仲間づくりを大切にし、一人ひとりが成長できるように努める。
- ④子どもが安全、安心に過ごせるような環境整備を行い、事故やケガがないように努める。
- ⑤選択肢、多様性、子どもの声を大切にした場となるよう努める。
- ⑥子どもと関わる時間を増やし、「見守る」だけでなく、「時間を共有する」よう努める。

(5) 主な活動内容

- ①季節ごとの行事の実施（夏祭り、クリスマス会、誕生日会等）
- ②外遊びや体育館を利用した屋内遊び
- ③読書や創作活動等
- ④その他、児童の「やりたい」実現するような取組を実施

大雨等の災害時の小中学校の対応等について

1 大雨時の学校対応について

厚真町学校防災マニュアル(令和2年度策定)により、気象災害等において、臨時休業等を教育委員会もしくは学校長が決定する。

資料：臨時休業基準（厚真町学校防災マニュアルより）

2 町の考え方

厚真町学校防災マニュアル「臨時休業基準」により判断するが、気象状況を見ながら判断を行う。

8月27日の大雨の際は、予想降水量から学校長と協議して通常登校を決定した。

①警報は洪水のみで、大雨については注意報であった

②8時以降は少雨予報

3 臨時休校における懸念事項

- ・保護者不在の家で家に児童生徒だけが残されるケース
- ・放課後児童クラブ（学童保育）の開設判断
- ・児童生徒の下校後（登校前）の安否

4 他市町の臨時休業基準について

A市

各種警報発令時、全小中学校を臨時休業。

B町

状況に応じて判断。

C町

暴風警報で判断。大雨は気象情報により判断。

D町

暴風警報で判断。大雨は近隣の動向を見て判断。

5 今後の方向性

全国的な気象の激甚化により、判断が難しい事例が増加している。気象警報を基準とした現行マニュアルの見直しを行い、今後も児童生徒の安全を最優先として対応していきたい。

⑨臨時休業基準

- ・非常天災における臨時休業については、本マニュアルの各災害の基準に基づいて判断します。

ア) 気象災害

災 害 ・ 警 報 種 別	判 断 時 刻 ・ 状 況	休 業 等 判 断
特別警報（警報種問わず）	発表時	臨時休業
	発表が予想される	臨時休業
暴風警報・暴風雪警報	前日 19：00 まで 発表が予想され、登校時刻 から下校時刻の間に警報期 間がある場合	臨時休業（前日判断）
	当日発表された場合で登校 前の場合	臨時休業
	当日発表された場合で登校 後の場合	臨時休業措置とし保護者に 連絡を取り、小学校は保護 者が迎えに来るまで学校待 機。（中学校は状況判断）
大雨警報・大雨洪水警報	前日 19：00 までに警報に 加え河川の氾濫や冠水等が 予想される場合	学校教育 G と連絡を取り、 校長の判断により臨時休業 （前日判断）
	当日の警報発表に加え、河 川の氾濫や冠水等が予想さ れる場合や実際に氾濫等が 起こっている場合。	校長の判断により臨時休業 措置とし保護者に連絡を取 り、保護者が迎えに来るま で学校待機。
大雪警報	前日 19：00 までに警報に 加え通学路の安全確保がで きないと判断される場合	学校教育 G と連絡を取り、 校長の判断により臨時休業 （前日判断）
	当日の警報発表に加え、通 学路の安全確保ができない ことが状況下の場合。	校長の判断により臨時休業 措置とし保護者に連絡を取 り、保護者が迎えに来るま で学校待機。

- ・全ての気象災害における臨時休業において、児童生徒が登校中であった場合や一部登校が完了している場合であっても、臨時休業の連絡を保護者に行い、小学校は原則学校で待機させ、家庭に連絡を取るなどして保護者に確実に児童生徒を引き渡します（中学校は状況により判断）。
- ・各種警報において臨時休業を判断する前に、校区や通学路の安全確認を ①教職員による通学路等の安全確認、②地域の安全ボランティアや交通安全指導員からの情報収集、③PTA 役員や町内会役員からの情報収集など学校の実態に応じて実施します。

1 通学路安全推進会議について

通学路安全推進会議は、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知）に基づき、本町児童生徒の通学路の安全確保、交通事故の防止等の交通安全対策を推進するため、関係機関等と連携を図りながら、継続的かつ効率的な交通安全対策の充実を図るため、厚真町通学路安全推進会議要綱（別紙）に基づき、平成29年9月に設置された。

通学路に関わる関係機関との情報交換を行うとともに、「厚真町通学路交通安全プログラム」（別紙 平成29年策定）の見直しや、その他通学路の安全確保に必要な事項等について協議するため、年1回開催している。

2 組織構成

1	北海道札幌方面苫小牧警察署
2	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
3	北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
4	厚真町教育委員会
5	厚真町校長会
6	厚真町教頭会
7	厚真町PTA連合会
8	厚真町交通安全担当課
9	厚真町町道管理担当課

3 危険箇所マップの作成

通学路安全推進会議の前に各小中学校から危険箇所、修繕要望箇所等の報告を受け、それらをまとめた危険箇所（場所）マップを作成し、協議事項としている。

4 年度別協議事項

○令和4年度 令和4年9月28日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道59号 平取厚真線	厚真新橋	(R3 要望から継続) ・欄干が低く危険。冬場は特に注意が必要。 [R4 に改良工事着手、R5 に完了]
②	道道59号 平取厚真線	厚真神社下カーブ付近	・ガードレールの設置要望 用地問題を含めて調査する。
③	町道学園通線	リハビリセンター・公 営住宅出入口T字路付 近	横断歩道の設置要望 設置基準に満たないため設置は困難。 児童生徒の利用も少ない。
④	道道10号 千歳鵲川線— 町道学園通線	町道と道道のT字路付 近	・横断歩道の設置を要望 勾配があるので設置するのはかえって危険（特に冬場）。カラー舗装を検討。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校までの歩道	・歩道の草刈りと亀裂等の修繕
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号 T 字路交差点～町道竜神沼線 T 字路交差点間の歩道	・歩道の草刈り、亀裂等の修繕
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交差点付近	・交差点付近に倉庫があり見通しが悪い。〔R 5 所有者により取壊し〕 ・横断歩道の設置を要望 設置基準に満たないため設置は困難。 カラー舗装を検討。 ・停止線の位置を下げることを望ましい。
④	道道 287 号 厚真浜厚真 停車場線	旧上厚真駐在所前交差点～上厚真大橋付近	・R 3 要望のガードレールの設置についての報告 〔R 4 設置工事〕

○令和５年度 令和５年１１月１５日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道 59 号 平取厚真線	厚真新橋	(R 3 要望から継続) ・欄干が低く危険。冬場は特に注意が必要。 〔R 4 に改良工事着手、R 5 に完了〕
②	道道 59 号 平取厚真線	厚真神社下カーブ付近	・ガードレールの設置を要望。(R4 から継続)
③	町道学園通線	リハビリセンター・公営住宅出入口 T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 カラー舗装の方がよいのではないかと検討。 R 6 での施工を検討。 〔R 6 にカラー舗装施工〕
④	道道 10 号 千歳鷗川線— 町道学園通線	町道と道道の T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 にカラー舗装施工予定〕
⑤	道道 10 号 千歳鷗川線— 町道学園通線	道道 10 号線の横断歩道 付近	・信号機の設置を要望 勾配のある場所に信号機の設置はかえって危険。現状維持。
⑥	町道学園通線	小学校入口付近及び町道 学園通線と町道新町公園 通線の T 字路付近	横断歩道の設置を要望 横断歩道の設置はかえって危険と判断。 〔R 5 でカラー舗装の施工〕
⑦	町道学園通線	小学校入口向かいの左岸 線 (約 200 メートル)	・歩道の設置を要望 道路用地の問題もあり保留
⑧	町道表町西通 線	町道表町西通線と厚真大 通線交差点付近	・横断歩道の設置を要望 道路改良が予定され、に交通量の減が見込まれるため、様子を見る。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校 までの歩道	・歩道の草刈りと修繕を要望 〔状況を確認して実施〕
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号 T 字路交差点 ～町道竜神沼線 T 字路交 差点間の歩道	・歩道の草刈りを要望 年に 1 回、優先順位を決めて実施して いる。
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交 差点付近	・交差点の歩道の切り下げ 〔R 5 整備終了〕

○令和 6 年度 令和 6 年 9 月 2 5 日

【厚真地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	道道 10 号 千歳鵲川線— 町道学園通線	道道 10 号線の横断歩道 付近	・信号機の設置を要望 勾配のある場所に信号機の設置はか えって危険。現状維持。
②	道道 10 号 千歳鵲川線— 町道学園通線	町道と道道の T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 にカラー舗装施工予定〕
③	町道学園通線	リハビリセンター・公営 住宅出入口 T 字路付近	・横断歩道の設置を要望 〔R 6 カラー舗装施工〕
④	新町公園通線	新町公園周辺道路	紹介のみ 注意箇所として学校で指導している。
⑤	新町 5 号線	厚真中学校付近の十字路	
⑥	新町 6 号線	厚真中学校付近	
⑦	新町中央線	新町中央線の北電アパー ト入口付近	
⑧	新町 (当日追加)	中央小出入り口付近	・ミラーの追加設置 現地を確認して実施を検討する。 担当課による現地確認後、R 6 に設置 が決定した。

【厚南地区】

番号	路線名	箇所名・住所	協議内容
①	町道竜神沼線	道道 924 号～厚南中学校までの歩道	歩道のこまめな草刈りと縁石の補修を要望 現地確認して対処する。 令和 7 年度予算で修繕見込み
②	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交 差点付近	歩道が荒れている。砂利がたまるなど しており、自転車で下ってくると滑り やすい。補修が必要。 現地調査をして検討する。
③	道道 924 号 富野軽舞線	道道 287 号との T 字路交 差点	歩道の延長と横断歩道の設置を要望 新たに住居が建てられており、就学前 の児童もいる。 交通量が多く、大型車も多い。 現地調査をして検討する。

4 今後の方向性

会議における協議事項は、子どもたちに危険が及ぶ箇所として関係機関に認知される。

今後は現地での合同点検を実施するなどして、関係機関により理解をいただき、子どもたちの安全に努めていきたい。

平成25年12月 6 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

厚真町通学路安全推進会議設置要綱

（設置）

第1条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知）に基づき、町内の通学路の安全対策を推進するため、厚真町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）厚真町通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- （2）関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- （3）その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は別表に掲げる関係機関で組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には厚真町教育委員会教育長を、副会長には厚真町町道管理担当課長をもって充てる。

3 会長は会を代表し、会務を総理する。

4 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、厚真町教育委員会生涯学習課において行うものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めのない事項で推進会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1	北海道札幌方面苫小牧警察署
2	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
3	北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
4	厚真町教育委員会
5	厚真町校長会
6	厚真町教頭会
7	厚真町PTA連合会
8	厚真町交通安全担当課
9	厚真町町道管理担当課

厚真町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年9月

厚真町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故は相次いで発生しています。全国各地域において、関係機関が連携・協力して通学路の定期的な合同点検を行うなど、交通安全対策の実施とその改善を図っています。

本町においても、より一層の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「厚真町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

本プログラムの具現化と関係機関との連携を図るため、次の関係機関・団体をメンバーとする「厚真町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

○交通安全対策関係

- ・北海道札幌方面苫小牧警察署
- ・厚真町（交通安全担当課）

○道路管理者関係

- ・国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
- ・北海道室蘭建設管理部苫小牧出張所
- ・厚真町（町道管理担当課）

○教育関係

- ・厚真町教育委員会
- ・厚真町校長会
- ・厚真町教頭会
- ・厚真町PTA連合会

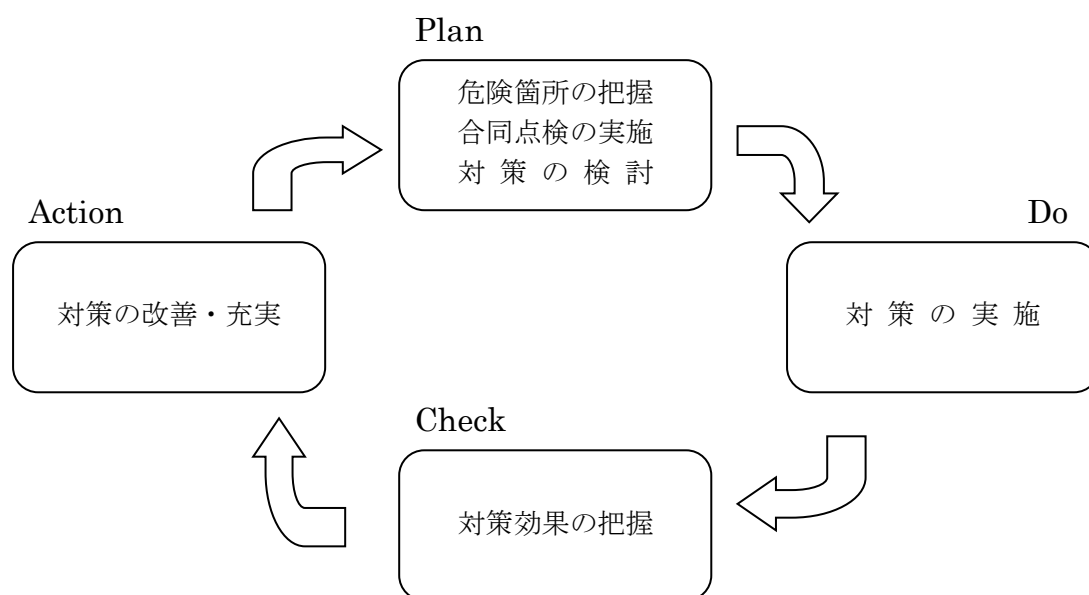
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

推進会議は、通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施し、必要な安全対策を講じるとともにその効果を把握し、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ①各小中学校は、通学路の点検を実施し危険箇所を確認します。
- ②各小中学校は、点検し確認した危険箇所を推進会議に報告します。
- ③推進会議は、各小中学校から報告された危険箇所について合同点検を行います。

合同点検は、推進会議において重点箇所（課題）を設定し、効率的、効果的に実施します。

○合同点検を行う箇所

- ・各小中学校から報告された危険箇所
- ・地域の要望等を踏まえて道路管理者等が必要と判断する箇所

○合同点検の実施時期と回数

- ・実施時期は、原則年度当初とする。（各小中学校からの報告後）
- ・実施回数は、年1回とする。ただし、道路新設など周辺環境が変化した場合や積雪などにより交通状況が変わる場合は、必要に応じて実施します。

○合同点検の参加者

- ・推進会議の関係者とするが、状況に応じて地域住民等の参加を要請します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果、対策が必要な危険箇所の具体的な改善策を検討し、改善メニューを策定します。

- ①ハード面の対策（歩道整備、防護柵、信号機、標識等の設置など）
- ②ソフト面の対策（交通安全教育の実施など）

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を確認するため、児童生徒や保護者へアンケート調査などで意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小中学校ごとの「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。

3 主な質疑・意見

① 放課後児童クラブの現状について

- ・ 児童クラブ内で地域の方と関わりがあるとのことだが、どのように選定をされるのか。
- ・ 小学校を卒業すると、児童クラブと関わることはできないのか。
- ・ 要望や困りごとあった場合、どのようにしたらよいのか。例えば目安箱の設置や意見集約の場を作る等、方策があれば教えていただきたい。
- ・ 長期休業期間にお弁当を持参させるのが負担に感じている保護者もいるようだが、給食やお弁当を取りまとめて提供することは可能か。また検討することはできるのか。
- ・ 上厚真はいろいろなものを手作りしているように見受けられたが、厚真はあまり見られなかった。そのお金的、資金的なものはどうなっているのか。
- ・ 上厚真は手作りが多く厚真とのギャップを感じた。
- ・ 状況の変化の中で、放課後児童クラブで今後こういうふうに変えていくというような方向性はあるのか。
- ・ 特別支援学級の児童への特別な配慮は取られているのか。

② 大雨等の災害時の小中学校の対応等について

- ・ 通学路の安全の判断というのは、どういう部署でどのように行われるものなのか。
- ・ 8月27日の大雨の際、なぜ休校の判断をされなかったのか。
- ・ 冬期間、児童・生徒が登校途中に猛吹雪になった場合の対処の仕方を考えているのであればお聞かせいただきたい。
- ・ 保護者と連絡が取れない場合の対処方法は。考えていないのであれば、これから検討していただく余地はあるのか。
- ・ 児童の命を守るということで、町にとって何が大事かということが一番先に考えてもらいたい。
- ・ 8月27日の大雨の際の教育委員会の対応は、特に問題はなかったという捉え方だったのか。
- ・ 難しい事例がこれから出てくるという予想の中で、マニュアルの見直しはどのような方向性をお持ちなのか。
- ・ 大雨で保護者が児童・生徒を学校へ送る場合、いつもの登校時間帯よりも前に送ることは可能か。

③ 厚真町通学路安全推進会議の協議内容について

- ・ 通学路危険場所マップが年度ごとに作られているが、重複させて公表するとい

うことはできないのか。

- ・ 通学路に関する要望は、どういうプロセスで、どこに投書をすればあがってくるようになるのか。
- ・ 通学路に関することは、学校に要望を出さないと解決しないという流れをぜひPRをしていただきたい。
- ・ 学校のほうの要望の取りまとめというのはどういうかたちで進められているのか。
- ・ 先生方だけの取組で要望事項は決まっていくのか。
- ・ 何年も同じ課題が続くことはないのか。
- ・ 道道の草刈りは、町の管理者にやっていただけるものなのか。
- ・ 我々が要望して町で一生懸命やっても、なぜその成果が認められないのか。

令和6年11月13日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和6年第3回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る10月24日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件】

(現地調査)

- ① 宇隆公共牧場展望台
- ② ハビウ川、チケッペ川

(事務調査)

- ① 宇隆公共牧場及び展望台の現況について
- ② ハビウ川、チケッペ川の現況

2 主な説明内容

1. 宇隆牧場の現況について（農業グループ所管）

（１）指定管理地・指定管理者

名 称	所在地	面 積	指定管理者	指定管理期間
宇隆牧場	宇隆 158 番地 3 ほか	79.9ha (利用面積 30ha)	GOOD GOOD 株式会社	R3 年度～R7 年度

（２）指定管理者が行う業務

- ① 牧野の管理等に関する必要な業務
- ② 利用許可
- ③ 利用料の収受（家畜１頭につき日額１５０円）

（３）職員体制

名 称	配置数	職 種
宇隆牧場	５名	社員１名・パート４名

（４）指定管理計画及び実績（各年度４月１日時点）

単位：頭

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計 画	20	25	30	35	40
実 績	0	27	37	61	—

※実績はいずれも綿羊

※令和６年９月３０日現在 ９２頭

令和７年度飼養頭数は１６０頭程度まで増頭予定。

（５）指定管理事業者の収支

単位：千円

	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	計画
利用収入	540	0	675	675	810	95	945	1,872	1,080
収入計	540	0	675	675	810	95	945	1,872	1,080
施設管理費	80	0	80	350	80	34	80	300	80
備品・消耗品費	560	0	565	407	620	15	725	638	780
人件費	50	0	50	1,399	60	1,444	70	1,560	80
支出計	690	0	695	2,156	760	1,493	875	2,498	940
収支差額	-150	0	-20	-1,481	50	-1,398	70	-626	140

(6) 宇隆牧場の整備状況

- ① 実施事業： 畜産担い手育成総合整備事業による草地整備
- ② 事業実施主体：公益財団法人 北海道農業公社
- ③ 事業実施期間 令和5年6月1日～10月31日

実施面積(ha)	事業費 (円)			実施内容
		町負担	補助金 (国費・道費)	
24.14	17,799,100	6,409,100	11,390,000	草地整備改良

④ 事業実施範囲



(7) 今後の管理計画 (予定)

現行の指定管理期間においては、町内の畜種農家が公共牧場を活用しての放牧している実績は皆無です。利用しない理由としては、自分の採草放牧地で放牧できる為、運送経費を支出して公共牧場まで運搬する必要がない等の声を伺っています。

このような状況を踏まえて、現行指定管理期間の最終年である令和7年度中に町内の畜種農家に意向調査を実施したうえで、町内の2つの公共牧場機能の廃止等について検討する必要があると考えています。

2. 宇隆牧場に設置した展望台の活用方法について（林業・森林再生推進グループ所管）

（１） 設置の経緯

- ① 厚真町では新町・宇隆・豊沢地区にまたがる厚真町環境保全林の高度利用を図るため、令和３年度に「豊沢地区森林エリア整備基本計画」を策定
- ② 基本計画では、古民家の移築や、散策路の整備・利用の推進等についても記載
- ③ 散策路整備については、環境保全林と隣接する宇隆公共牧場も含んだ上で計画することとし、公共牧場内で眺望が良い林地部分に展望台を設置し、散策等の利用推進を図ることとした(基本計画内 P10 参照)
- ④ 展望台については、その趣旨に賛同した日胆地区測量設計協会から整備等の費用の支援を受け、令和４年度に整備を完了（幅約 7 m、長さ約 14m）
- ⑤ 環境保全林から展望台までの宇隆公共牧場内の散策路については、令和５年度に整備を完了
- ⑥ 家畜防疫上の問題から、一般開放については散策路沿いに牧柵を設置してから実施する予定
- ⑦ 現在、牧柵を設置中
- ⑧ 散策路及び散策路より南側の敷地については、牧柵により牧場と切り分けて林業・森林再生推進グループが管理を実施（林業・森林再生推進グループ管理の敷地は、指定管理面積より減）

（２） 活用方法

- ① 展望台の活用については散策路の一部として利用することを想定
- ② 展望台へのアクセスは徒歩等を想定
- ③ 一般開放は令和７年度以降を計画。ただし、家畜への防疫の観点から開放日を限定することを想定（例：土日祝のみ開放等）
- ④ また家畜防疫上、一般利用者は展望台及び周辺の森林を利用することとし、牧場内へは立ち入らない



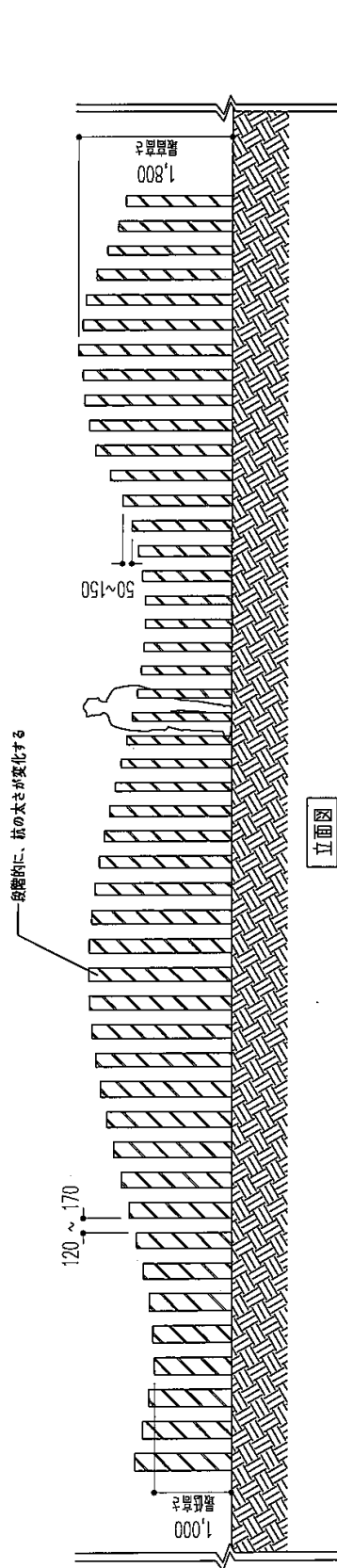
展望台ウッドデッキ



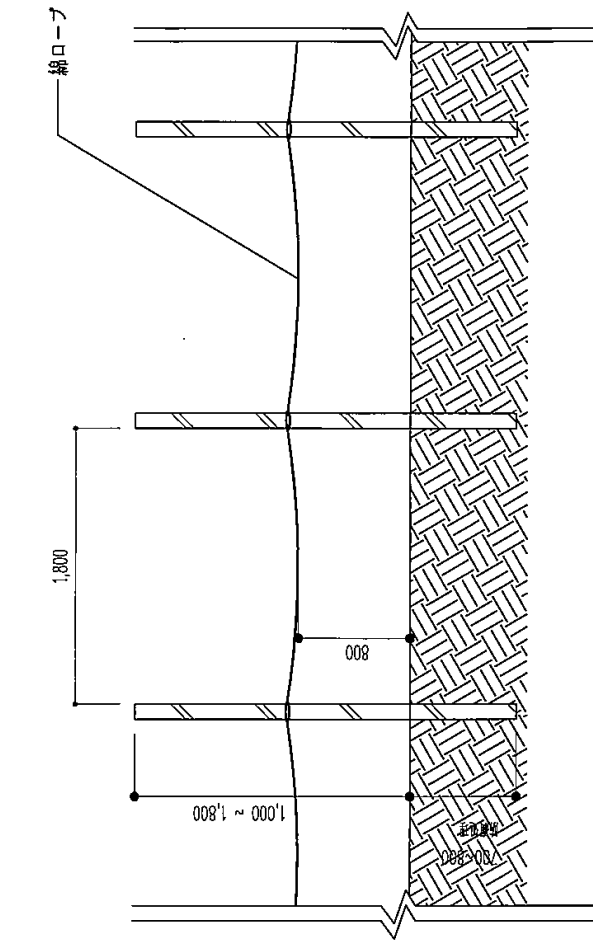
展望台看板



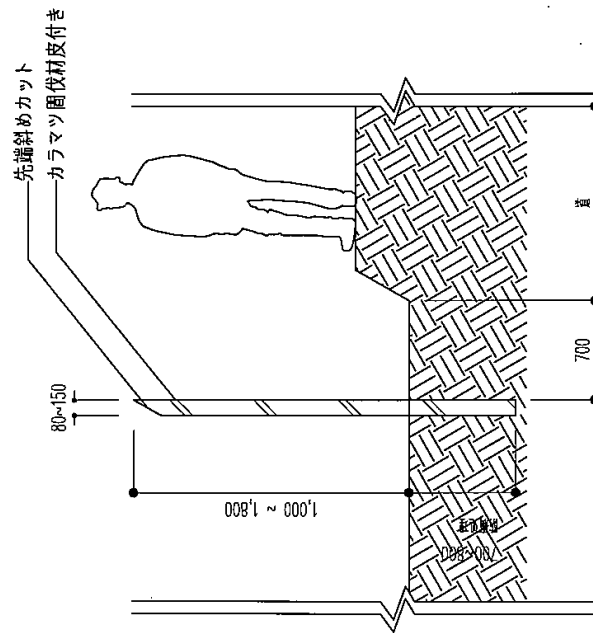
牧柵の設計案



立面図



立面図—仮設ロープの場合 (1/30)



断面図 (1/30)







【ハビウ川・チケッペ川の現況】

1. 厚真町管内河川の概要

(1) 厚真町管内の河川

2級河川 厚真川ほか4河川 $L = 66.50 \text{ km}$

準用河川 チケッペ川ほか7河川 $L = 46.67 \text{ km}$

普通河川 豊沢川ほか49河川 $L = 207.35 \text{ km}$

ハビウ川 延長 $L = 13.30 \text{ km}$

準用河川区間 8.50 km (ポップナイ沢川合流点より下流部)

ポップナイ沢川ほか7支川が合流

チケッペ川 延長 $L = 13.40 \text{ km}$

準用河川区間 6.30 km (道道千歳鷗川線横断部より下流部)

チカエップ川ほか3支川が合流

(2) ハビウ川・チケッペ川の近年の状況

ハビウ川の災害発生状況、管理状況

平成18年発生災(豪雨) 4箇所 支川松下の沢川 1箇所

平成22年発生災(豪雨) 2箇所

平成28年発生災(豪雨) 6箇所

平成30年発生災(地震) 9箇所 支川ヤチセ沢川 1箇所

令和4年発生災(豪雨) 2箇所

令和6年発生災(豪雨) 8箇所

令和4年に厚真川の合流点から800mの区間で河川改修の概略設計

令和5年に上記区間の立木伐採

令和6年にトコンマの沢付近の立木伐採

チケッペ川の災害発生状況、管理状況

平成30年発生災（地震） 8箇所 支川 チカエツブ川 3箇所

支川 東ニタツポロ川1箇所

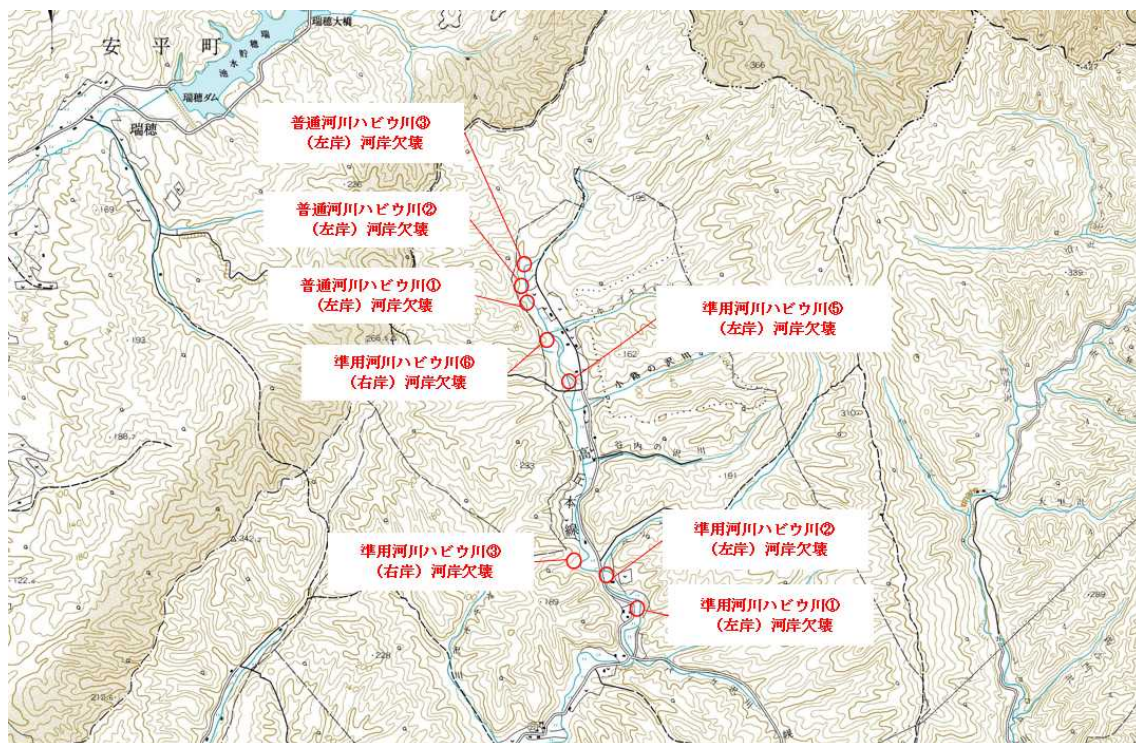
令和6年発生災（豪雨） 1箇所

令和5年に道道千歳鷗川線横断部より上流700mの区間の立木伐採・浚渫

令和6年に令和5年の浚渫区間より上流1200mの区間の立木伐採・浚渫

2. 令和6年発生災の状況

ハビウ川（公共災申請箇所）



豪雨に伴う河川の氾濫により河岸の欠壊が発生。他にも倒木の発生や溪流部からの土砂の流入が発生している。



・準用河川ハビウ川③ 河岸欠壊状況



・準用河川ハビウ川⑤ 河岸欠壊状況

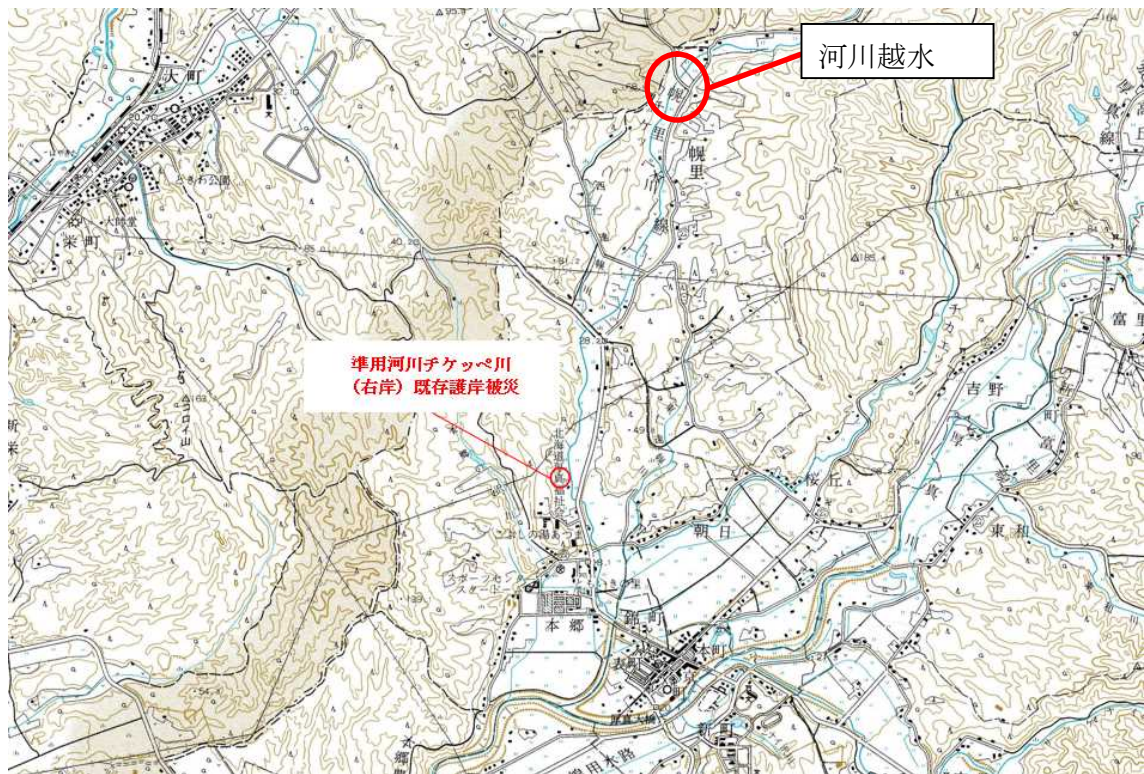


・準用河川ハビウ川①付近 出水状況



・準用河川ハビウ川恵比寿橋付近 耕作地への越水状況

チケッペ川（公共災申請箇所）



豪雨に伴う河川の氾濫により既存積ブロック護岸が倒伏した。他にも河川が越流し耕作地に水が入った箇所が発生



・チケッペ川護岸倒伏状況



・チケッペ川こぶしの湯付近の出水状況



・ チケッペ川耕作地への越水状況

【現地調査箇所】



現地調査箇所①ポップナイ沢川



現地調査箇所②谷内の沢川



現地調査箇所③ペンケ沢川



現地調査箇所④準用河川チケッペ川

3 主な質疑・意見

① 宇隆公共牧場及び展望台の現況について

- ・宇隆公共牧場の指定管理事業者の収支計画は、、いつ策定されたものなのか。
- ・5年間まとめて収支計画を立てたということだが、支出部分の人件費の見通しが、ずいぶん甘いのではと感じるが、どのような考えでこの計画を立てられたのか。
- ・牧場草地の更新の費用を640万円町が負担して行ったが、町費をこれだけ使って草地更新を行い、令和7年度の指定管理期間が終わる時点で見直しをするという、その辺の動きというのはどういうことなのか。

② ハビウ川、チケッペ川の現況

質疑なし

報告第4号

委員会調査報告について

総合計画策定に関する調査特別委員長から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和6年12月11日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和6年10月21日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

総合計画策定に関する調査特別委員会
委員長 高 田 芳 和

委 員 会 調 査 報 告 書

令和6年第3回定例会において付託された調査事件について、調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 調査事件

第5次厚真町総合計画策定に関する調査及び審査

2 特別委員会の設置と構成

本特別委員会は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする第5次厚真町総合計画の策定に関する調査及び審査を目的として、令和6年9月17日開催の第3回定例会において全議員による構成で設置された。

3 委員会の開催状況とその概要

(1) 第1回 令和6年9月18日(水)(会期中)

委員長及び副委員長の互選

委員長 高 田 芳 和

副委員長 菅 原 文 子

(2) 第2回 令和6年10月7日(月)(閉会中)

(調査事件) ① 第5次厚真町総合計画の策定状況について

町長のほか当課職員の出席を求め、提出された資料に基づき説明を受け、質疑応答を行った。

第5次厚真町総合計画策定方針

1 策定の目的

総合計画は、中・長期的な視点で、まちづくりを総合的に進めるための将来ビジョンや取り組みを示した計画です。平成28年に策定した第4次厚真町総合計画は、令和7年度に目標年次を迎えます。社会の変動性、不確実性、複雑性が高まる中、これまでのまちづくりの理念を継承しながらも、社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ戦略的に進めていくため、今後10年のまちづくりの基本方向を示す第5次厚真町総合計画を策定します。この計画に基づいてまちづくりを進めることにより、行政だけでなく、まちづくりに関わるすべての主体がまちの将来ビジョンを共有しながら、まちづくりに関わるができるようにします。

2 計画の位置付け

総合計画は、町が策定する計画のうち、最も基本となる計画であって、行政や町民、関係人口など、厚真町に関わる様々な主体が共創してまちづくりを進めるための基本的な方向性を示す羅針盤とします。特定分野における町の政策における基本的な方向等を明らかにする計画（以下、「分野別計画」という。）は、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進することとします。

3 計画のコンセプト

- ① 各分野別計画における施策（枝）を統括する重点プログラム（幹）とし、行財政運営の指針とします。
- ② 目指すまちの将来像を定め、その実現に資する実効性ある計画にします。
- ③ 町の現状と課題を構造的に捉え、特に重点的に取り組むべき重心（レバレッジポイント）を明らかにしたメリハリある計画にします。
- ④ 行政、町民など、まちづくりに携わる様々な主体が連携・協働して実行できる計画にします。
- ⑤ 今後の社会変化を見据え、柔軟に対応できる計画にします。
- ⑥ シンプルで分かりやすい計画にします。
- ⑦ 総合戦略を内包した計画にします。

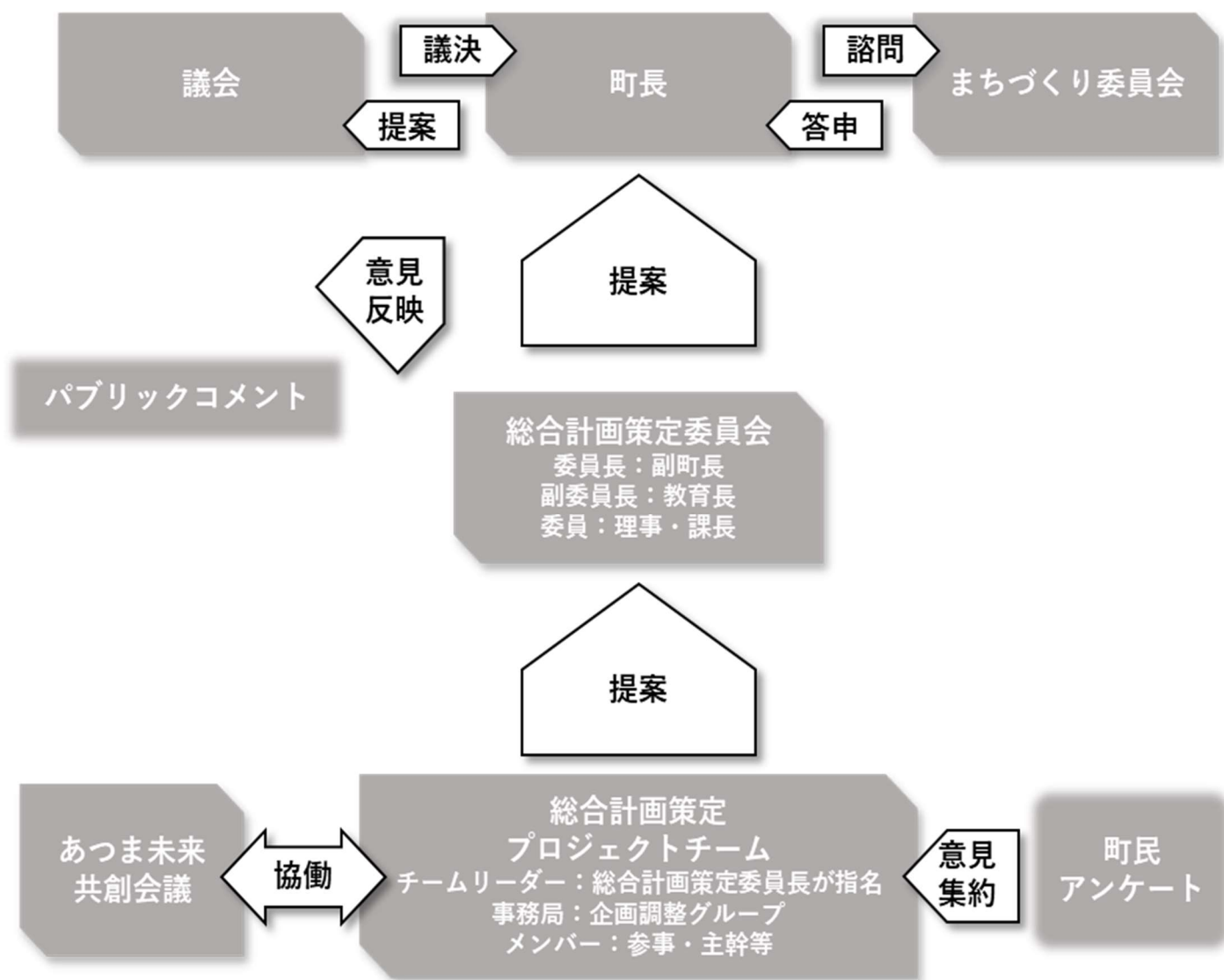
4 計画のスタイル

- (1) 計画の名称
第5次厚真町総合計画（仮称）
- (2) 計画期間
計画期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。
- (3) 計画の構成
「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造
 - ◆ 基本構想
計画的かつ戦略的にまちづくりを行うための基本的指針で、10年間の長期的な構想を示します。
 - ◆ 基本計画
基本構想に基づき、達成すべき目標や、その道筋を示した前期・後期のそれぞれ5年間の中期的な計画を示します。総合戦略の具体的な施策は、基本計画に内包します。
 - ◆ 実施計画
基本計画で定めた数値目標や成果指標等を達成するための具体的な事業や実施期間を定めた、3年間の短期計画です。

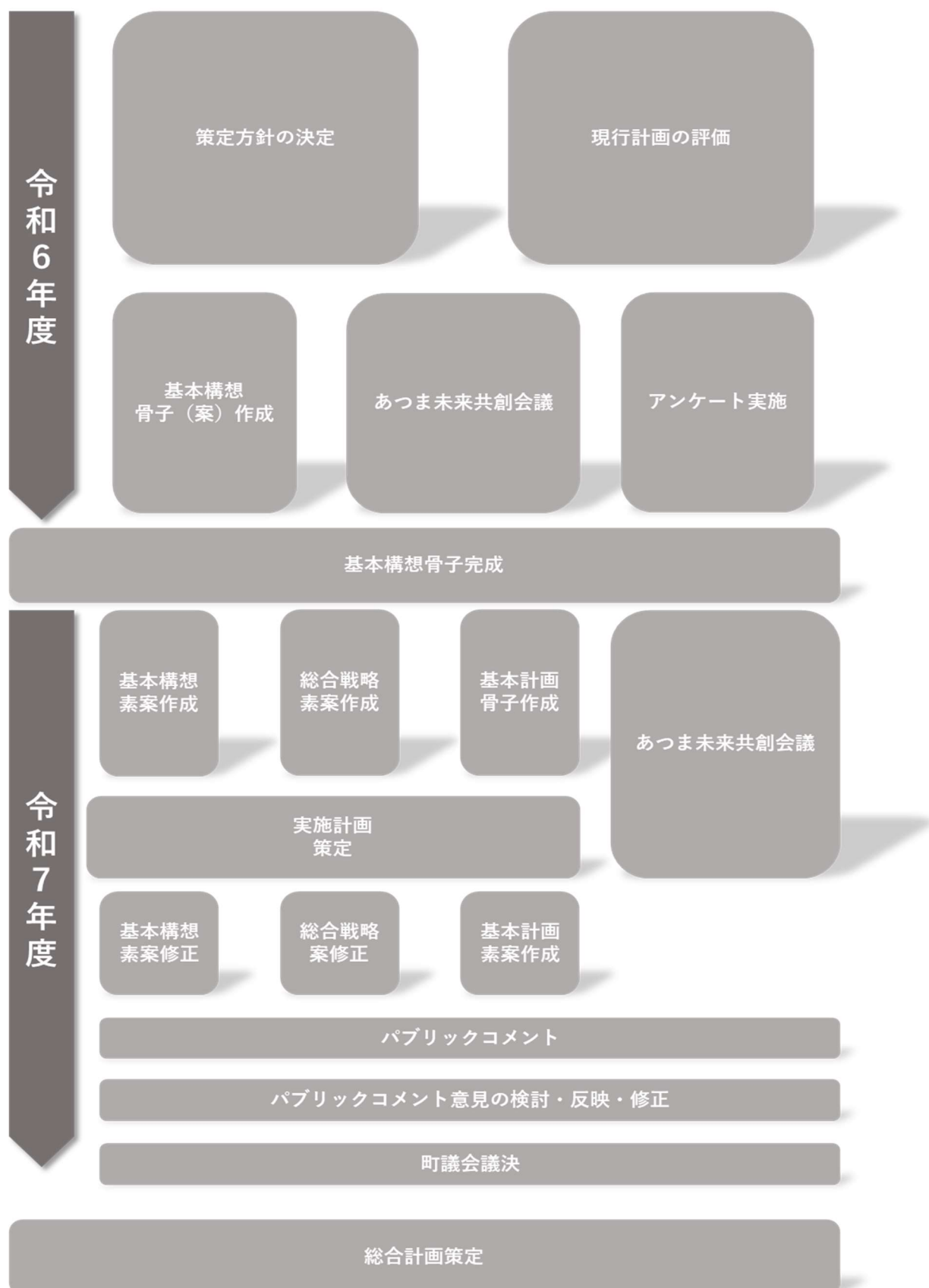
5 計画策定体制

- (1) まちづくり委員会
町長の諮問に応じ、総合計画策定に関して必要な事項を審議し、又は意見を具申します。町教育委員会委員や町農業委員会委員などで構成。
- (2) 総合計画策定委員会
まちづくり委員会に諮問するための、基本構想及び基本計画の素案を策定します。副町長、教育長、理事、課長で構成。
- (3) あつま未来共創会議（仮称）
総合計画策定プロジェクトチームと協働しながら、まちの現状や課題を洗い出すとともに、将来ビジョンや目標を共有し、総合計画策定委員会に意見提言する町民会議です。
- (4) 総合計画策定プロジェクトチーム
総合計画の具体的な内容を、分野ごとに検討します。参事又は主幹級以下の職員で構成します。

○計画策定体制図



6 計画策定スケジュール



第 4 次厚真町総合計画改訂版の進ちょく（振り返り）について

町では、現行の第 4 次厚真町総合計画改訂版の基本計画に定められた「まちづくり指標」の進ちょく状況及び達成度について点検し、現時点での自己評価を行いましたので報告します。なお、『第 5 次厚真町総合計画策定方針（案）』では、令和 6 年度中に「現行計画の評価」を実施することと定めています。

1 まちづくり指標と評価の方法について

現行計画では、5 つの基本目標のもとに 20 の基本施策を掲げており（図 1）、20 の「基本施策の達成度を測るための指標」として「まちづくり指標」を設定しています。本報告では、全 59 項目（別紙 1）の指標について、令和 5 年度までの実績値と、予め定めた目標値（めざそう値）とを比較し、その達成度に応じて評価分類（表 1）を行いました。

図 1. 現行計画の施策体系（現行計画 16 ページより）

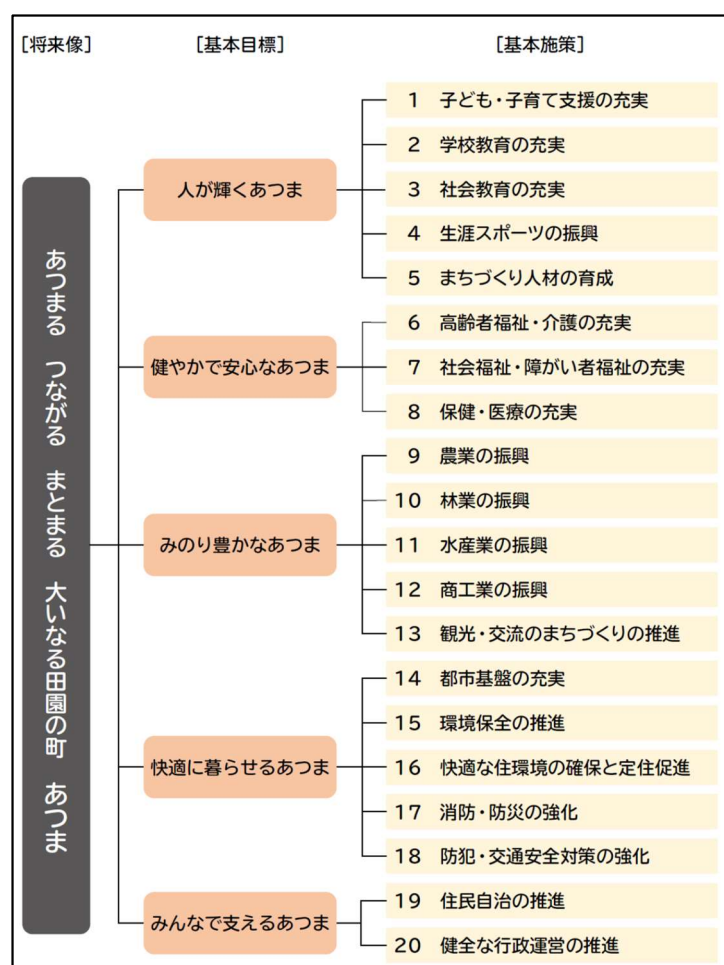


表 1. まちづくり指標の評価分類

評価分類	
目標達成	S
おおむね達成（達成率50%以上）	A
現状維持（達成率50%未満）	B
数値に落ち込みがみられる	C
その他（数値が取得できないなど）	-

※現行計画136ページより。

2 評価結果

評価結果を表2.示しました。まちづくり指標全体の達成率は77.2%であり、当初定めた目標を「おおむね達成」として評価するA評価としました。

基本目標別でみると、「5 みんなで支えるあつま」の、すべての基本施策で達成率が50.0%以下であったことから、次期総合計画策定に向けては、“住民自治の推進”や“健全な行財政運営の推進”に資する取組の検討や、あるいは、指標の設定や評価手法が適当であったか等、検証の余地があるものと考えられました。

まちづくり指標と達成率の詳細については、別紙2にまとめていますので参照ください。

表2. まちづくり指標と達成率

基本目標／（基本施策）	指標数	達成数	達成率	評価
1 人が輝くあつま	15	13	86.7%	A（おおむね達成）
（1）子ども・子育て支援の充実	3	3	100.0%	
（2）学校教育の充実	4	4	100.0%	
（3）社会教育の充実	2	2	100.0%	
（4）生涯スポーツの振興	2	2	100.0%	
（5）まちづくり人材の育成	4	2	50.0%	
2 健やかで安心なあつま	6	4	66.7%	A（おおむね達成）
（6）高齢者福祉・介護の充実	2	1	50.0%	
（7）社会福祉・障がい者福祉の充実	2	2	100.0%	
（8）保健・医療の充実	2	1	50.0%	
3 みのり豊かなあつま	17	14	82.4%	A（おおむね達成）
（9）農業の振興	5	4	80.0%	
（10）林業の振興	3	3	100.0%	
（11）水産業の振興	2	1	50.0%	
（12）商工業の振興	5	4	80.0%	
（13）観光・交流のまちづくり	2	2	100.0%	
4 快適に暮らせるあつま	14	11	78.6%	A（おおむね達成）
（14）都市基盤の充実	3	3	100.0%	
（15）環境保全の推進	3	3	100.0%	
（16）快適な住環境の確保と定住促進	4	4	100.0%	
（17）消防・防災の強化	2	0	0.0%	
（18）防犯・交通安全対策の強化	2	1	50.0%	
5 みんなで支えるあつま	5	2	40.0%	B（現状維持）
（19）住民自治の推進	2	1	50.0%	
（20）健全な行政運営の推進	3	1	33.3%	
まちづくり指標の達成率	57	44	77.2%	A（おおむね達成）

注）以下の理由により、指標数の合計は59になりません。

○数値が取得できなかった1項目について、評価対象から除外しています。

○「まちづくり指標の達成率」という1項目について、全体の指標数から除外しています。

【主な質疑・意見】

- ・町民アンケートは、どのようなかたちで実施されるのか。
- ・町民アンケートは、コンサルタント業者に一任されるのか。また、アンケート内容はどのようなもので、課題整理などをコンサルタント業者に依頼するのか。
- ・計画の策定の体制には、ジェンダーバランスの観点を計画の各委員会に取り入れていく配慮はあるのか。
- ・各めざそう値というのを出す各指標の整合性は誰が考えるのか。
- ・達成率はどのように出されたのか。
- ・きちんと実態を掴んで課題をはっきりさせて、これから5年、10年という具体的に課題が見えてくる取り組みをぜひお願いしたい。
- ・「住民自治の推進」と「健全な行政運営の推進」の数字がかなり低いので、十分に今後検討していく余地があると考えている。重点的に町民の皆さんと話し合って、特に防災等の住民自治という部分については、非常に大事なことだと思っている。

報告第 5 号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和6年11月25日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和6年度8月分・9月分・10月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。